

2026年3月6日

経済産業大臣 赤澤亮生 様  
農林水産大臣 鈴木憲和 様

輸入木質バイオマスに関する FIT ガイドライン改正における  
天然林保護及び地域社会への悪影響を回避するための有効な措置の要請（和訳）

Mighty Earth 及び下記の署名団体

我々、Mighty Earth と以下の署名 NGO 団体は、日本の木質バイオマス発電を対象とした再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT/FIP）が、世界の森林の健全性と地域社会の健康に及ぼす影響についての懸念を直接お伝えするために、この書簡をお送りします。貴省が輸入木質バイオマスの持続可能性に関する現行の FIT/FIP ガイドラインを整理し、別のガイドラインに統合する計画を承知しております。私たちは、木質バイオマス発電に関する合法性および持続可能性の要件を明確化・強化し、それらの要件について一貫した執行を確保するガイダンスの策定を支持します。FIT/FIP 制度全体が、再生可能エネルギー事業による森林破壊・森林劣化を国内外で許容することなく、森林に優しい再生可能エネルギー支援制度となるべきです。

新たなガイドラインの策定にあたり、貴省に対し輸入木質バイオマスに関する以下の規定を盛り込むことを要請します。

**1. 天然林（原生林・老齢林を含むがこれらに限定されない）から直接・間接的に調達される木質バイオマス燃料は、FIT/FIP による補助金の対象としない**

原生林や老齢林に限らず天然林はすべて、炭素蓄積量及び生物多様性の保全や、地域社会への環境的・経済的な価値といった観点から、再エネ補助金の対象外とすべきです。「廃棄物」と位置づけられる木材（生きている木を「低品質」と分類する場合や、木を丸ごとチップ化して輸出する場合を含む）も、例外とすべきではありません。これはカナダ、インドネシア、米国など、生態系価値の高い広大な森林の破壊を許容する抜け穴となり得ます。

**2. 生産過程の合法性を、森林から加工工場、港に至るまで要求すること**

米国やカナダを中心とした海外の木質ペレット生産は、州法・連邦法違反による数千件の罰金・制裁事例が示す通り、繰り返される深刻な大気汚染や人権侵害につながっています<sup>1</sup>。FIT/FIP は、違法伐採由来のバイオマス燃料を許容しないことになっていますが、法令違反を繰り返している工場で製造されたペレットも、対象外であることを明確化する必要があります

---

<sup>1</sup> 米国の事例 <https://www.selc.org/wp-content/uploads/2024/06/Pellet-Mill-Violations-in-the-South-updated-2026-02-24.pdf> カナダの事例 <https://landclimate.org/drax-mills/>

す。さらに、木質ペレットが保管・輸送される港湾における大気汚染規制や安全規制違反も発生しており、違反が繰り返されている場合にはこれらも買取対象から除外するべきです。

### 3. 合法性・持続可能性の規制の遵守を確保するために、完全なトレーサビリティと情報開示を要求すること

FIT 制度下では、パーム油やパーム核殻（PKS）などの農産物由来の燃料を使用する発電事業者は、一時期、調達先の加工工場の開示が義務付けられていました。認証取得を義務付けたとしても、私たち署名 NGO は、経済産業省が既に把握している、木質バイオマス発電所の燃料調達先工場のリストを公開するように要請します。将来的には、公的な補助を受けるバイオマス発電所には、経済産業省に対する、木質バイオマス燃料の調達先工場の最新のリスト及び原料を調達している森林までのトレーサビリティの提供と、その情報公開が求められるべきです。

北米の大規模ペレット工場は通常、半径 50～100km の地域から木材を調達しているため、加工工場までの完全なトレーサビリティとその情報開示により、持続可能性・合法性に関心を持つ第三者が工場および周辺の森林で起きている問題を検証することが可能になります。FIT 認定事業者は、営業上の理由から情報の機密性を主張する可能性がありますが、実際には長期契約への依存により競争はほとんど存在していません。Drax 社は、英国政府から補助金の交付を受ける条件として、現在これらの情報（トレーサビリティ）を開示しています<sup>2</sup>。

規定の遵守を確保するため、ガイドラインに以下の措置を盛り込むよう要請します。

1. FIT 認定事業者には、加工工場までの完全なトレーサビリティの確認と開示、木質ペレットのサプライチェーンについてのデューデリジェンスの実施、これらの情報の経済産業省への定期的報告と公開を義務付けるべきです。企業のサプライチェーンにおける人権問題でもこうしたデューデリジェンスと透明性が期待されており、再生可能エネルギーの補助を受ける事業者にも同様のプロセスを適用する必要があります。

2. ガイドラインの改訂では、森林認証やその他のバイオマスに特化した認証制度のみをもって、合法性・持続可能性への適合を証明する手段として認めるべきではありません。認証制度を利用する場合でも、FIT/FIP の規定への適合性を証明する他の方法によって補完され、包括的かつ透明性のある企業デューデリジェンスプロセスの一部として位置付けられる必要があります。

米国とカナダで最も広く使用されている認証スキームは、前述の悪質な事例を防止するには不十分です。北米のほとんどのペレット工場が取得している「持続可能なバイオマスプログラム」（SBP）は、市民社会組織の参加なしに、欧州の電力業界によって業界のために創設され

---

<sup>2</sup> <https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2025-12-16/100761>

たものであり、森林とコミュニティを保護できていません<sup>3</sup>。PEFC（森林認証制度の相互承認プログラム）は、カナダの林業で広く使用されており、原生林の伐採であっても認証しています。

バイオマス業界で広く利用されている FSC 認証のうち、森林管理（FM）認証以外の FSC 管理木材や CoC（加工・流通過程の管理）などの認証は、最低限の合法性の確認、最も破壊的な森林施業の回避、または認証材・管理木材と非認証材の分離を目的とするものです。

したがって、バイオマス発電に使用される燃料の持続可能性について十分な保証を提供する単一の認証システムは存在しません。

**3. FIT ガイドラインは、生産地の大気汚染防止法の遵守を担保するために、規制対象となっている全ての大気汚染物質について、ペレット工場からの排出量の常時監視システムの設置と排出データの情報公開を求めるべきです。これらの実施を FIT/FIP の支援の条件とするべきです。**

これらの問題について、貴省担当者とオンラインで協議する機会をいただければ幸いです。ご検討のほど、よろしく願いいたします。

ロジャー・スミス／Mighty Earth（米国）  
roger@mightyearth.org

【署名団体】

Biofuelwatch（英国、米国）

Climate Communications Coalition（米国）

Comité Schone Lucht（オランダ）

Conservation North（カナダ）

Dogwood Alliance（米国）

地球・人間環境フォーラム（日本）

熱帯林行動ネットワーク（日本）

Solutions for Our Climate（韓国）

Southern Environmental Law Center（米国）

ウータン・森と生活を考える会（日本）

Forum Ökologie & Papier（ドイツ）

泊みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク理事長）

---

<sup>3</sup> [https://bioenergyinfo.jp/news/251121sbpreport\\_jpn/](https://bioenergyinfo.jp/news/251121sbpreport_jpn/)